4．試験地

⑴　学科試験（１・２級とも共通）（会場借り上げの都合により試験地を変更することがある。）北広島市、仙台市、東京都、新潟市、名古屋市、東大阪市、広島市、高松市、福岡市、那覇市　計10箇所

⑵　実地試験（受検人員等により試験地を変更することがある。）

・組合せ施工法（記述式試験（１級））　学科試験と同じ地

・操作施工法（実技（１・２級とも共通））

北海道地区（石狩市）、東北地区（多賀城市）、関東地区（栃木県下都賀郡壬生町、秩父市）、北陸地区（新潟市、小松市）、中部地区（刈谷市）、近畿地区（明石市、小野市）、中国地区（広島市）、四国地区（善通寺市）、九州地区（福岡県糟屋郡須恵町）、沖縄地区（沖縄県国頭郡宜野座村）　計13箇所

5．受検申込受付期間　平成23年３月11日（金）～平成23年４月８日（金）

6．受験手数料

次の受験手数料を、原則として郵便振込みの方法により払い込むものとする。

⑴　学科試験

１　級	２　　級
10,100円	10,100円（１種別につき）

⑵　実地試験

１　　級	２　　級
27,800円　操作施工法２科目及び組合せ施工法 21,400円　操作施工法１科目及び組合せ施工法 15,000円　組合せ施工法のみ	21,600円（１種別につき）

㈱　支払い方法は、原則として郵便振込みの方法により払い込むものとする。

7．受検申込用紙等の取扱い

⑴　１部につき、１級は600円、２級は500円（郵便で請求の場合は、級別を明記のうえ、１級850円、２級750円（それぞれ送料を含む。）の郵便為替を添えて申し込むこと。）

⑵　平成23年２月上旬から社団法人日本建設機械化協会の本部・支部等において販売する。

⑶　詳細は社団法人日本建設機械化協会のホームページを参照のこと。

8．受検申込書類の提出先　社団法人日本建設機械化協会試験部　〒105―0011東京都港区芝公園３－５－８　機械振興会館　電話03―3433―6141

9．合格発表

⑴　学科試験の合否については、平成23年８月上旬に社団法人日本建設機械化協会から本人あて文書で通知する。また、合格者の受検番号を同協会ホームページに掲示する。

⑵　実地試験の合格者（資格取得者）については、平成23年11月下旬に技術検定合格者として官報で公告するほか、試験の合否結果を社団法人日本建設機械化協会から本人あて葉書で通知する。なお、国土交通本省、地方支分部局、内閣府沖縄総合事務局及び同協会本部及び支部等に合格者の受検番号を掲示するほか、同協会ホームページに掲示する。

10．合格証明書　技術検定合格証明書交付申請を行った技術検定合格者に対しては、審査のうえ、平成23年12月中旬に１級又は２級技術検定合格証明書を交付する。

11．その他　試験の詳細については、社団法人日本建設機械化協会の発行する「受検の手引」又はホームページを参照のこと。

公　告

諮　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第５０９号

兵庫県川西市加茂１丁目５番11号、前住所大阪府豊能郡能勢町平通101番地の605
債務者　林　　政明
1　決定年月日時　平成22年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝本　行夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月３日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１０５３号

兵庫県尼崎市富松町４丁目８番７号　メラハイツ205号
債務者　ウスダ塗装こと　臼田　陽一
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川口　丹子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月17日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１３１８号

名古屋市緑区森の里１丁目94番地　森の里荘２棟521号
債務者　森　　長子
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　貴夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月23日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１５号

沖縄県沖縄市比屋根３丁目10番６号　パークサイドケンソウ101
債務者　城間　穣二
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　祐介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで　那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第３４９号

富山市中野新町２丁目３番６号
債務者　澤野　公一
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　澤田　儀一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで　富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６３３号

和歌山市津秦259番地の９
債務者　村田　義光
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　窪川　亮輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月28日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１４７７号

名古屋市瑞穂区岳見町２丁目19番地の２
債務者　森リワこと　和泉　リワ
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野口　葉子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月２日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８５１号

熊本県菊池市泗水町豊水4060番地２
債務者　小岱　利明
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　倉田　榮喜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで　熊本地方裁判所民事第１部